

第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画における認知症施策 (案)

(認知症施策の位置づけ)

市：第7期佐倉市高齢者福祉・介護保険計画（平成30年～令和2年度）の重点施策

国：厚生労働省－認知症施策推進大綱（令和元年6月）

(認知症施策推進大綱の基本的な考え方)

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとっての身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人の家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。

・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。



第8期計画においては、国が示す「認知症施策推進大綱」に沿って、『認知症になっても、希望を持って、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現』のために各種施策を推進します。

『認知症にやさしい佐倉』の実現に向けて

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (3) 認知症バリアフリー・若年性認知症の人の支援・社会参加支援



8 期計画（案）

| | |
|--|---|
| <p>認知症サポーター養成講座の継続 認知症の人と関わる人が多い商店や金融機関の従業員、こども、学生に対する養成講座を拡大</p> | <p>(1) 普及啓発 本人発信支援</p> |
| <p>広報・リーフレットによる認知症の理解促進 ケアパスに本人や家族の意見を取り入れて改訂し、認知症の相談に活用します。</p> | |
| <p>世界アルツハイマーデーの啓発</p> | |
| <p>認知症サポート医、認知症専門医による普及啓発</p> | |
| <p>物忘れ相談の実施</p> | <p>(2) 医療・ケア 介護サービス・介護者への支援</p> |
| <p>認知症初期集中支援チームを継続して設置 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、観察、評価、対象者に適切な医療・介護サービスに繋ぐ初期の支援を実施します。</p> | |
| <p>認知症地域支援推進員の活動推進 認知症の人を支える地域資源の把握や認知症施策の普及促進、医療と介護の連携づくりを推進します。</p> | |
| <p>「さくらパス」等の積極的な活用促進 認知症の人と家族を支える多職種が連携し、情報を共有するため、連携パスの活用を促進します。</p> | |
| <p>多職種連携研修の開催</p> | |
| <p>認知症カフェの開設 各圏域に1か所以上、カフェを開設し、介護者間の交流と専門職による相談体制の充実を図ります。</p> | |
| <p>家族介護支援事業（介護者教室・介護者の集い）</p> | |
| <p>若年性認知症の人への支援、社会参加支援 認知症地域支援推進員が中心となって、若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加活動の体制整備を推進します。若年性認知症カフェの設置</p> | |
| <p>認知症声かけ訓練の実施</p> | |
| <p>チームオレンジの整備 認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズにあった支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築に取り組みます。</p> | |
| <p>高齢者の虐待防止と見守りネットワーク 高齢者の虐待や異変を一刻も早く発見し支援のためのネットワークを強化します</p> | <p>(3) 認知症バリアフリー 若年性認知症の人の支援 社会参加支援</p> |
| <p>2市1町SOSネットワーク</p> | |
| <p>成年後見制度利用支援 地域包括支援センター及び成年後見センターにおいて成年後見制度に関する相談支援を行います。</p> | |
| <p>成年後見制度（市長申し立て支援）</p> | |